

事前予約制 佐世保税務署からのお知らせ

源泉徴収義務者向け 所得税定額減税制度説明会のご案内



定額減税ってどんな制度!?

- 令和6年6月以降の給与に係る源泉徴収税額から、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき3万円を減税 ※令和6年分の所得税に適用
 - 6月に減税しきれなかった場合には翌月以降の税額から順次減税
 - 合計所得金額1,805万円（給与収入2,000万円相当）を超える所得者は減税の対象外
- 注：定額減税は、令和6年度税制改正のための税制改正法案が成立した場合に実施されます。

- 佐世保税務署では、次のとおり説明会を開催します。

開催日	開催時間	定員	開催場所
令和6年4月10日(水)			
令和6年4月11日(木)			
令和6年4月17日(水)	10:00~11:30(90分) 14:00~15:30(90分)	各50名	佐世保合同庁舎 6階共用第五会議室 (佐世保市木場田町2番19号)
令和6年5月8日(水)			
令和6年5月17日(金)			

事前予約を
お願いします

- ※1 説明会は事前予約制です。
参加をご希望の方は、税務署の法人課税部門窓口
又は右の事前予約先まで電話で予約してください。
なお、LINEアプリからも予約できます。
詳しくは、定額減税特設サイトをご確認ください。
- ※2 定員に達した場合は、ご参加いただけません。
- ※3 説明会の日程は随時更新しています。
最新版は国税庁ホームページの「定額減税特設サ
イト」をご覧ください。

事前予約（問合せ）先

佐世保税務署法人課税第1部門
Tel：0956-22-2162
担当：源泉所得税担当者

定額減税特設サイトもご確認ください！

特設サイトでは、制度周知用パンフレットやQ & A（随時更新）等
を掲載しています。
また、当説明会で使用する制度解説動画については準備が整い次第
特設サイトに掲載されますので、ぜひご利用ください。



定額減税特設サイト

